

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第46号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年2月18日 07時30分ごろ	
発生場所	福岡県苅田町苅田港 苅田港南防波堤灯台から真方位157° 1,200m付近 (概位 北緯33° 46.7' 東経131° 00.8')	
事故等調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 砂利採取運搬船 第二恵 ^{けいしょう} 祥丸、499トン 船舶番号、船舶所有者等 133628、恵祥海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底擦過傷、プロペラ翼曲損及び欠損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、護岸工事の基礎となる捨石を投入するため、苅田港南防波堤（以下「南防波堤」という。）に向けて航行中、平成23年2月18日07時30分ごろ、南防波堤付近の捨石に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1～2m、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約3m	
その他の事項	本事故の発生場所付近は、南防波堤護岸工事現場であり、護岸工事の基礎となる捨石が投入されていた。 船長は、南防波堤付近に捨石が投入されていることを知っていたが、南防波堤付近の捨石の状況を調査していなかった。 本船の喫水は、船首約3.6m、船尾約4.5mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、苅田港において南防波堤に向けて航行中、船長が、上げ潮の末期で水深に余裕があるものと思ひ込み、南防波堤付近の捨石の状況を調査していなかったことから、南防波堤付近の捨石に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、苅田港において南防波堤に向けて航行中、船長が、上げ潮の末期で水深に余裕があるものと思ひ込み、南防波堤付近の捨石の状況を調査していなかったため、南防波堤付近の捨石に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	